

## 消費税の転嫁拒否等についての移動相談会の実施について

平成25年12月4日  
公正取引委員会

### 1 移動相談会の実施について

公正取引委員会では、消費税率の引上げに伴って懸念される消費税の転嫁拒否等の行為に対して、迅速かつ厳正に対処することとしています。

このため、公正取引委員会では、転嫁拒否等の行為に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けるための相談窓口を設けているほか、転嫁拒否等の行為に関する情報を積極的に収集するため、大規模な書面調査を実施しているところです。

今般、これに加えて、事業者の方々にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとしました。

### 2 移動相談会の概要について

移動相談会とは、消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側にある事業者等の要望に応じて、当該事業者等が所在する地域に公正取引委員会の職員が赴き、消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明するとともに、転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付けるものです（詳細は別添参照）。

上記に加えて、公正取引委員会が主催する事業者等向け説明会に併せて移動相談会を実施するほか、全国の商工会議所・商工会とも連携して移動相談会を実施します（これらについては、開催日時等を公正取引委員会ホームページに掲載する予定です。）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
	電話 03-3581-1891（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>

## 消費税の転嫁拒否等についての移動相談会の実施について

消費税転嫁対策特別措置法では、①減額，買ったとき，②商品購入，役務利用又は利益提供の要請，③本体価格での交渉の拒否，④報復行為といった消費税の転嫁拒否等の行為を禁止しています。

今般，消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側の事業者の方々からの御要望に応じて，当該事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が赴き，消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明するとともに，転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける移動相談会を実施いたします。

### 1 対象

消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側の事業者（原則2者以上）の代表者又は従業員（所在する地域，所属する団体等の定例的な会合の場合での開催も可能）とします。また，事業者団体も対象です。

### 2 開催地等

開催地及び会場は，申込みを行う事業者等の御要望を踏まえて決定します。

### 3 申込方法

移動相談会の開催を希望する事業者又は事業者団体は，代表の事業者等がファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。ファクシミリによる場合は，別紙申込用紙の各事項を御記入の上，所在する地区の申込先まで，電子メールによる場合は，別紙申込用紙の各事項をメールにテキスト形式で御記入の上，申込先メールアドレス（tenka-soudankai-〇-jftc.go.jp）まで，お申し込みください（迷惑メール等防止のため，アドレス中の「@」を「-〇-」としております。メール送信の際には，「@」に置き換えて利用してください。）。

### 4 その他

- (1) 申込みが多数の場合，御希望どおりにお受けできない場合がありますので，御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報は，移動相談会業務以外の目的には一切使用しません。

## 「消費税の転嫁拒否等についての移動相談会」申込用紙

申込代表者の氏名・会社等名・住所（注1） （必須）	氏名・会社等名（ふりがな）		
	住所		
参加人数（申込者を含む。）	名		
申込代表者の業種 （事業内容）			
参加者の概要 （必須）	参加する方が該当するものに✓してください（複数回答可）。 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 事業者団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
開催希望日	第1希望	第2希望	第3希望
	開催希望場所		都道府県・市町村名
相談内容（複数可） （注2）	場所〔記載例：申込代表者の社屋〕		
代表者の連絡先（必須） （携帯電話でも可）	電話番号〔 連絡可能な時間帯 午前・午後 時～時		

（注1）連絡が取れる場合に限り、個人名（仮名も含む。）のみの申込みも可能です。

（注2）相談したい内容について簡単に記載してください。

【お申込先】以下のとおりです。また、メールによるお申込みもできます（申込書の各事項をテキスト形式で記載し、お申込みください。申込先メールアドレス：tenka-soudankai@jftc.go.jp）

代表者の所在地区	お申込み先	FAX番号	電話番号
北海道	北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	011-261-1719	011-231-6300
青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	東北事務所 消費税転嫁対策調査室	022-721-8180	022-217-4260
茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	取引部取引企画課	03-3581-1948	03-3581-1891
富山, 石川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	中部事務所 消費税転嫁対策調査室	052-971-5003	052-961-9493
福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	06-6943-7214	06-6941-2205
鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口	中国支所 消費税転嫁対策調査室	082-223-3123	082-228-1520
徳島, 香川, 愛媛, 高知	四国支所 消費税転嫁対策調査室	087-862-1995	087-812-5760
福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	九州事務所 総務課	092-474-5465	092-431-5881
沖縄	内閣府沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-860-1110	098-866-0049